

公益認定等ガイドラインの追加について〔認定関係〕

<公益認定等ガイドライン>

下線部が追加部分

I 公益法人認定法第5条等について（公益社団法人・公益財団法人関係） （略）

なお、~~具体的案件における審査及び監督処分等については、法令に照らし、個々の案件毎に判断する。~~なお、個別に説明を求めても、法人からの申請内容が具体性を欠く場合には、内容が不明確であるために、結果として不認定となることがあります。

2. 認定法第5条第2号関係<経理的基礎及び技術的能力>

《技術的能力》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な」「技術的能力」とは、事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保とする。

（中略）

事業に必要な技術的能力は、法人自らが全てを保有していることを求めているものではない。しかし、実態として自らが当該事業を実施しているとは評価されない程度にまで事業に必要な資源を外部に依存しているときには、技術的能力を備えていないものと判断される場合もありうる。

7. 認定法第5条第8号、第15条関係<公益目的事業比率>

(1)～(4)（略）

(5) 特定費用準備資金

（略）

① 第1号の「資金の目的である活動を行うことが見込まれること」とは、活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであることを要する。法人において関連する事業をまとめて一の事業単位として経理を区分する際に、その事業単位で設定することも、その事業単位の中の個々の事業で設定することも可能である。（以下略）

② 「他の資金と明確に区分して管理されて」（第2号）おり、「目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること」（同第3号）との関係において、当該資金は、貸借対照表、財産目録上は、資金単位でどの事業に関する資金かが判別できる程度に具体性をもって、また資金が複数ある場合には相互の違いが明確になるよう適宜

の名称を付した上（例：〇〇事業人材育成積立資産）、目的、取崩しの要件等を定めた貸借対照表上の特定資産として計上されることを要する。また、実施時期が近づくことに伴う見積もりの精緻化などその目的や性格が変わらない範囲での資金の見直しや当該事業の予期せざる損失への充当を除き、資金の目的である事業の内容の変更として変更認定を受けた場合に、資金を取り崩して他の事業に使用することができる。

③（略）

17. 認定法第 18 条関係＜公益目的事業財産＞

(1)（略）

(2) 認定法第 18 条第 1 号、第 2 号括弧書きの「公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたもの」については、（中略）公益目的事業以外への使用が明らかであれば足り、用途が個別具体的に定められている必要はないが、一部を公益目的事業以外のために使用する旨を定める場合には、「一部」について具体性をもって定められる必要がある。

(3) 認定規則第 26 条（認定法第 18 条第 8 号の財産を定めるもの）第 1 号の「徴収した経費」については、その徴収に当たり公益目的事業以外のために使用すべき旨、定められているものの額に相当する財産は、公益目的事業財産には含まれない。（一文省略）更に、上記(2)と同様、一部を公益目的事業以外のために使用する旨を定める際には、「〇割」、「〇分の 1」程度には、その「一部」について具体性をもって定められる必要がある。

（二文省略）社団法人において、会員の中から選挙によって選ばれた者のみを社員とする場合の社員以外の会員が支払う会費は、社員から徴収する経費に準じて公益目的事業財産の額を計算する。返還を予定しない入会金についても同様である。

(4)～(5)（略）

18. 認定法第 19 条関係＜収益事業等の区分経理＞

(1) 認定法第 19 条の「各収益事業等ごとに特別の会計として経理する」際の事業単位については、当該法人の収益事業等のうち、まず①収益事業と②その他の事業^(注)を区分し、次に必要に応じ、事業の内容、設備・人員、市場等により、更に区分する。①は関連する小規模事業又は付随的事業を含めて「〇〇等事業」とすることができる。②については、一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの（雑収入・雑費程度の事業や臨時収益・臨時費用に計上されるような事業）はまとめて「その他事業」とすることができる。

(注) ①の「収益事業」とは、一般的に利益を上げることが事業の性格とする事業である。②の「その他の事業」には、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれる。例えば、構成員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業、構成員相互の親睦を深めたり、連絡や情報交換を行ったりなど構成員に共通する利益を図る事業などは②その他の事業である。

(2) (略)